

## 能登町建設工事共同企業体の運用に関する要綱

〔平成21年2月1日  
告示第2号〕

(趣旨)

第1条 この告示は、能登町（以下「町」という。）が発注する建設工事に係る共同企業体の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の区分)

第2条 共同企業体は、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）と経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）に区分する。

(特定企業体の性格)

第3条 特定企業体は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するため、町長が共同施工を必要と認める工事毎に結成する共同企業体とする。

(特定企業体の結成)

第4条 特定企業体の結成は、自主結成によるものとし、その構成員になりうる資格要件は、それぞれの工事発注の都度定めるものとする。

2 特定企業体の構成員は、2又は3業者とする。

3 特定企業体を結成しようとする者は、町長が指定する日までに特定企業体を結成し、協定書等の必要書類を添付して、建設工事競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の申請を町長に対しするものとする。

4 町長は、特定企業体から前項の規定により資格審査の申請があったときは、特定企業体としての条件を具備しているかどうかを審査のうえ、入札参加資格の有無を決定するものとする。

(特定企業体の構成員の出資比率)

第5条 特定企業体の構成員の出資比率は、構成員数により最小限度基準を次のとおりとする。

(1) 2構成員の場合 30パーセント以上

(2) 3構成員の場合 20パーセント以上

(特定企業体の代表者要件)

第6条 特定企業体の代表者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 構成員のうち最も大きな施工能力を有する者であること。

(2) 出資比率が構成員のうち最も大きな者であること。

(特定企業体の資格要件)

第7条 特定企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者と

する。

- (1) 町の有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 当該工事に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として施工した実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (4) 当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (5) その他、町長が特に必要と定める要件。

（經常企業体の性格）

第8条 經常企業体は、中小・中堅建設業者（資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人をいう。）が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

（經常企業体の結成）

第9条 經常企業体は、2又は3業者においての自主結成によるものとし、次のとおりとする。

- (1) 經常企業体の構成員は、建設業法第27条の27の規定による経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の総合評定値と能登町建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領（平成19年能登町告示第7号）に定める主観点数の合計（総合点数）が能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱（平成17年能登町告示第15号）第3条に定める別表第1の工事種別及び等級により、同一等級に属する者、直近等級に属する者又は、直近二等級に属する者で結成するものとする。
- (2) 1の構成員が同一業種において結成することができる經常企業体の数は1とする。
- (3) 2以上の業種を有する構成員が結成することができる經常企業体の数は2までとし、業種は重複しないものとする。
- (4) 經常企業体は、資格審査を町長に申請し、町長はこれを受理したときは資格審査のうえ、有資格者名簿に登載するものとする。
- (5) 經常企業体として認定を受けた業種については、単体企業として認定を受けている当該業種についての認定を取り消すものとする。

（經常企業体の出資比率）

第10条 經常企業体の構成員の出資比率は、第5条の規定を準用する。

（經常企業体の代表者要件）

第11条 經常企業体の代表者は、構成員において自主的に決定された者とする。

る。

(經常企業体の資格要件)

第12条 經常企業体のすべの構成員は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 町内に主たる営業所を有する中小・中堅建設業者であつて、町の有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 經常企業体の業種について、建設業法第3条の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 經常企業体の業種について、町発注工事を元請として施工した実績を有すること。
- (4) 当該業種に係る監理技術者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が在し、工事の施工にあたっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。

(資格の有効期間)

第13条 共同企業体の資格の有効期間は、共同企業体の区分に応じ次のとおりとする。

- (1) 特定企業体については、当該工事の完成後6箇月を経過するまで資格を有するものとする。ただし、当該工事を請け負うことができなかつたときは、当該工事の請負契約が締結された日に解除するものとする。
- (2) 經常企業体については、当該年度限りとする。ただし、当該工事が年度を超えて施工されるときは、当該工事に係る共同企業体として当該工事の完成後6箇月を経過するまで資格を有するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。